

～ お知らせ ～

1. 予定価格の事後公表の一部実施について

これまで、建設工事の競争入札におきまして、予定価格の事前公表を実施してきておりますが、事前公表については、全国的に最低制限価格付近での過度の競争や、くじ引きが多発するなどの弊害が指摘されております。当市におきましても、近年、こうした事例が多くなってきていることから、1月以降、一部の入札で事後公表を実施することと致しました。

(1) 実施期日

平成 22 年 1 月以降に指名通知する入札で実施します。

(2) 対象工事

管財契約課が契約事務を行う土木、舗装工事の指名競争入札の一部の入札で実施します。
ただし、低入札価格調査制度の対象工事（予定価格が 5,000 万円以上の工事）を除きます。

(3) 入札執行の流れ

入札回数

3 回までとします。

再度入札

- ・ 初回の入札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、直ちに再度入札を行います。
- ・ 無効の入札をした者、最低制限価格未満の入札をした者は再度入札に参加できないものとします。
- ・ 参加者が 1 者となった場合は、再度入札を行いません。

入札不調

- ・ 入札の結果、落札者が決まらなかったときは入札不調とします。
- ・ 入札不調となったときは、指名業者を入れ替えたいうえで新たに入札を行うか、若しくは随意契約へ移行するものとします。

積算内訳書

- ・ 初回の入札時に提示することとし、再度入札時には、提示不要とします。

入札にあたっての留意点

予定価格事後公表の対象工事については、当該指名通知書の予定価格欄に事後公表と記載して通知します。

予定価格を入札前に公表しないだけで、予定価格の設定がないわけではありません。

再度入札は、初回の入札後直ちに行います。

入札参加者は、再度入札となった場合に対応できるように入札書を準備してください。

再度入札を辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、再度入札執行前に開札者に直接提出してください。

(4) 公表の時期

入札結果とともに、管財契約課前の掲示板、市のホームページで公表します。

2. 不当な情報提供要求についての対応要領制定について

入札・契約業務の公正性及び透明性のより一層の向上を図るため、不当な情報提供要求への対応を定めた要領を制定しました。

については、予定価格等の未公表又は非公表の情報を職員から聞き出そうとする行為があった場合には、要領に基づき厳正に対応することになりますので、入札に参加する方はこのような行為を厳に慎むようお願い致します。

(1) 不当な情報提供要求とは

次の情報のうち非公表又は未公表の情報を職員から聞き出そうとする行為をいいます。

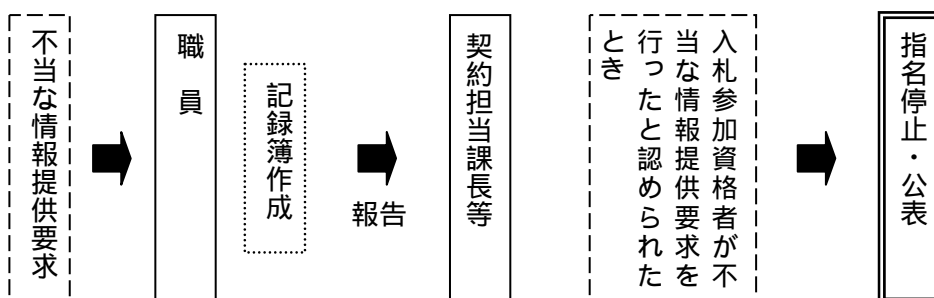
設計金額
予定価格
最低制限価格
低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準額
入札参加者及び入札参加者数
総合評価落札方式の落札者決定に係る評価項目の得点

入札公告等の定めに基づき、設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合せを行うことは「不当な情報提供要求」に該当しません。

(2) 不当な情報提供要求への対応

職員が不当な情報提供要求を受けた場合は、要領に基づき記録簿を作成し、入札参加資格者が不当な情報提供要求を行ったと認められたときは、指名停止を行い、その内容を公表します。

【 不当な情報提供要求への対応フロー 】



詳細につきましては、「建設工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求についての対応要領」をご覧ください。

問い合わせ先

八戸市財政部管財契約課

0178-43-2111 内線 172、723